東洋町留学体験補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東洋町補助金等交付規則（平成19年東洋町規則第12号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、東洋町留学体験補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第２条　補助金は、本町で実施される「山村留学」「サーフィン留学」を検討している者が参加する学校体験、自然体験、地元住民との交流など、現地での生活を体験できる東洋町留学体験補助金（以下「体験」という。）に係る参加費の一部を補助することにより、本町への留学を促進することを目的とする。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(１)　高知県外在住者であって、概ね１年以内に東洋町へ留学することを検討している者

(２)　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

(３)　世帯全員が規則第５条第１項に規定する排除措置対象でない者

（交付対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、体験に参加するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

(１)　居住地から本町の宿泊施設までの往復に要する経費。ただし、公共交通機関を利用する場合は、特別に発生する経費〈グリーン車の利用料及び航空機の特別料金等〉は、対象としない。

(２)　滞在する宿泊施設の利用料

(３)　体験イベントの参加費

(４)　その他、町長が必要と認めるもの

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、交付の対象となる経費の合計額の範囲内とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、１人当たり２万５千円、１世帯当たり５万円を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東洋町留学体験補助金申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、町長が別に定める期間内に行わなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は、前条の申請が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、東洋町留学体験補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第８条　申請者は、補助金の増額をしようとするときは、あらかじめ東洋町留学体験補助金変更承認申請書（様式第３号）を提出し、町長の承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請が適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定し、東洋町留学体験補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　申請者は、ツアー終了後30日以内又は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、東洋町留学体験補助金実績報告書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（補助額の確定）

第10条　町長は、前条の実績報告に基づき、内容を精査し、補助額を確定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助額を確定したときは、東洋町留学体験補助金確定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　申請者は、前条第２項に規定する通知を受けた日から起算して10日以内に町長に請求しなければならない。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第12条　町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(１)　虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　その他町長が交付を取り消す必要があると認めたとき。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和６年８月1日から適用する。